岐阜市公共建築物等における木材の利用推進に関する方針

第1 趣旨

この方針は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。)第 12 条第 1 項の規定に基づき策定するものであり、公共建築物等における木造化 (注 1)、内装等の木質化 (注 2) 及び木製品の導入等を推進することにより、木材の利用拡大を図るために必要な事項を定めるものである。

また、本方針において定める木材利用の推進とは、原則県産材の利用をいうが、本 市の貴重な地域資源である清流「長良川」から享受される多くの恩恵に鑑み、清流「長 良川」流域の森林(注3)から生産された木材(以下「長良川流域材」という。)の積極 的な利用の推進に努めることである。

ただし、市が行う公共建築物等の整備及び公共土木工事の実施にあたり求められる 諸条件により、長良川流域材の使用が困難な場合は、当該流域材以外の県産材の積極 的な利用に努めるものとする。

なお、本方針は、岐阜県が定める「岐阜県木の国・山の国県産材利用推進計画」に 即して定めるものである。

- (注1)「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築にあたり、構造耐力上主要な 部分である壁、柱、梁、桁等の全部又は一部に木材を利用することをいう。
- (注2)「内装等の木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替えにあたり 天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に 木材を利用することをいう。
- (注3)「清流「長良川」流域の森林」とは、岐阜県が定める長良川地域森林計画の 対象とする森林の区域をいう。

第2 公共建築物等における木材の利用推進のための施策に関する基本的事項

市は、法第 5 条に規定する市の責務を踏まえ、市が行う公共建築物等の整備及び公共土木工事の実施にあたっては、長良川流域材の積極的な利用に努めるものとする。

1 木材の利用推進の意義と効果

木材の利用推進は、林業の再生を通じた森林の適正な整備・保全に繋がり、森林が有する多面的機能の保持、地域経済の活性化及び雇用の創出、脱炭素社会の実現並びに循環型社会の形成に貢献する。特に、公共建築物は市民に広く利用されるものであることから、木材がもたらす安らぎと温もりのある健康的で快適な生活空間を創出することにより、木材の良さをより多くの市民に実感してもらうことが可能となる。

したがって、公共建築物等における木材利用の推進により、一般住宅等における木材利用の促進、更には建築物以外の工作物資材、各種製品の原材料及びエネルギー源としての木材の利用拡大等の波及効果が期待できる。

更に、長良川上流域の自治体と、分収造林「たずさえの森」事業を展開している本 市において、長良川流域材の積極的な利用推進に努めることは、岐阜の夏の風物詩と して受け継がれる「ぎふ長良川鵜飼」の伝承や市民の日常生活に必要不可欠な飲料水 の良好な水質維持等、本市における水環境の保全に重要な役割を果たすこととなる。

2 木材利用の有効性

木材は、調湿機能や断熱性能、情緒を醸出する木材の香りなど、さまざまな優れた 性質を有する建築資材であり、教育施設での生徒や園児への精神面や健康面に良い影響を及ぼしていることが実証されている。

また、木材は森林から永続的に産出される再生可能な生物物資であり、製材品等の加工に要するエネルギーや二酸化炭素の発生が非木材の原材料(鉄筋やコンクリート製品など)と比較し格段に少なく、パルプ、木炭等としても利用することが可能であり、燃焼、廃棄にあっても有害物質を排出しないなど、環境にやさしい資材であるといえる。

3 木材の利用を推進すべき公共建築物

木材の利用を推進すべき公共建築物とは、法第2条第2項各号及び法施行令(平成22年政令第203号)第1条各号に掲げる建築物で、具体的には、学校、社会福祉施設、病院、運動施設、社会教育施設、市営住宅等の建築物のほか、市の事務・事業の用に供される庁舎等をいう。

4 木造化の推進を検討する公共建築物の範囲

公共建築物の整備にあたっては、3の木材の利用を推進すべき公共建築物のうち、 建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物であること又は主要構造部 を耐火構造とすることが求められていない公共建築物において、木造化の推進を検討 するものとする。

なお、耐火建築物とすることが求められている建築物についても、木質耐火部材を 活用して木造化を図るなど、木質耐火部材や CLT 等の新たな木質部材の活用を検討す るものとする。

また、木造と非木造の混構造とすることが、純木造とする場合に比較して防火性能 や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から有利な場合もあることから、その 採用も含め、木造化を検討するものとする。

ただし、災害時の活動拠点等を有する災害応急対策活動に必要な施設、危険物を貯蔵又は使用する施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない、又は木造化を図ることが困難であると判断されるものについては、対象としない。

第3 公共建築物等における木材の利用の目標

公共建築物等における木材の利用にあたっては、建築材料としての利用はもとより、 建築材料以外の各種製品の原材料及びエネルギー源としての利用や公共土木工事にお ける利用も併せ、以下により推進を図るものとする。

なお、具体的な対象施設等は、別紙のとおりとする。

1 建築材料としての木材の利用推進

建築材料としての木材利用については、第2の3の公共建築物における木造化を積極的に推進するとともに、木造化が困難と判断されるものについては、内装等の木質化を推進するものとする。

2 建築材料以外の木材の利用推進

公共建築物において使用される、建築材料以外の机、椅子、書棚、ロッカー等の備

品等については、木材をその原材料とした物品の導入に努めるものとする。なお、物品の調達にあたっては、グリーン購入法に基づく品目に該当するものについては、グリーン購入法に則するものとする。

3 木質バイオマスの利用推進

木質バイオマスの安定的な供給の確保や公共建築物の適切な維持管理の必要性を考慮しつつ、木質バイオマスを燃料とする薪ストーブ等の暖房器具の導入に努めるものとする。

4 公共土木工事における木材の利用推進

道路・河川・公園・治山等の公共土木工事における土木用資材及び公共施設の工作物等について、木材の利用を推進するとともに、周辺の環境との調和等を考慮する必要がある場所等、工事の現場に応じて、木材又は木製品を用いた工種・工法の採用を検討し、木材の利用に努めるものとする。

第4 その他公共建築物等における木材の利用推進に関する事項

1 木材の適切な供給の確保に関する事項

森林所有者や林業事業体、その他木材の供給に携わる者と連携して、林内路網の整備、施業の集約化等による林業生産性の向上を図り、公共建築物等における木材の適切な供給確保に努めるものとする。

2 公共建築物等の整備においてコスト面で考慮すべき事項

公共建築物等を整備するにあたり、部材の点検・補修・交換が容易な構造とするなどの設計上の工夫により、維持管理コストの低減を図ることを含め、その計画・設計等の段階から、建設コストのみならず維持管理及び解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコストについて十分検討するとともに、利用者のニーズや木材利用による付加価値等も考慮し、これらを総合的に判断した上で、木材の利用に努めるものとする。

3 公共建築物等における木材の利用推進体制

公共建築物等における木材利用を効果的に推進するため、庁内関係部署からなる連絡会議を組織し、木造公共施設に関連する各種補助制度の情報共有や木材利用に関する実施状況等を検証し、円滑な連絡調整等を行うものとする。

4 公共建築物等のPR及び普及

公共建築物等の管理者は、市民が木造施設に触れ親しみ、木材の持つ良さや木材利用の意義を知ることができるよう、関係する木造の公共建築物のPR及び普及に努めることとする。

また、市内の公共建築物以外の建築物等においても、木造化及び木質化、木製品の利用が促進されるよう努めるものとする。

附則

- この方針は、平成25年6月7日より適用する。
- この方針は、令和2年8月20日より適用する。
- この方針は、令和5年10月4日より適用する。

【別 紙】

(1) 木造化の推進を検討する施設

N. A. and I of that I a a second a second a second a		対象	取組目標
法令で耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火 構造とすることが求められていない公共建築物 なお、耐火建築物とすることが求められている建築 物についても、木質耐火部材を活用して木造化を図 るなど、木質耐火部材や CLT 等の新たな木質部材の 活用を検討するものとする。 ただし、当該建築物に求められる機能等の観点から、 木造化になじまない、又は木造化を図ることが困難で あると判断されるものについては、対象としないこと とする。 ①災害時の活動拠点等を有する災害応急対策活動に必 要な施設 ②危険物を貯蔵又は使用する施設など。	すべての施設	なお、耐火建築物とすることが求められている建築物についても、木質耐火部材を活用して木造化を図るなど、木質耐火部材や CLT 等の新たな木質部材の活用を検討するものとする。 ただし、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない、又は木造化を図ることが困難であると判断されるものについては、対象としないこととする。 ①災害時の活動拠点等を有する災害応急対策活動に必要な施設	

(2) 内装等の木質化を推進する施設

木質環境を整備することにより、健康で快適な居住空間の創出が特に期待できる非木造 施設を対象とする。

	対象	取組目標
教育施設	校舎、体育館、図書館、博物館、科学館、幼稚園等	0 0 3 /100 2
社会福祉施設	保育所、児童館、老人・障がい者施設等	0.6 m³/100 m²
医療施設	病院・診療所等	非木造施設の建
運動施設	体育館、武道館等	築(改築)延床 面積あたりの目
公園施設	公園案内施設、管理事務所等	画傾めたりの日
文化・観光施設	展示施設等	惊吹用里
その他の施設	集会所、市営住宅、公民館、庁舎等	

(3) 木材の利用を推進する屋外等の施設(建築物以外)

公園や文化施設周辺等公共性の高い場所の整備に付属する施設を対象とする。

	対象	取組目標
教育施設	遊具、ベンチ、木柵、手すり、プランター等	木材を原材料と
八国长凯	遊具、木道、トイレ、東屋、パーゴラ、展望台、	して使用したも
公園施設	デッキ、木柵、手すり、ベンチ、階段、プランター、 案内板、野外卓、ウッドチップ舗装等	のの利用に努め
その他の施設	ポスター掲示板、交通安全標識、バス停等	る。

(4) 木製品の導入を推進する施設

木材を原材料とした備品等を対象とする。

	対象	取組目標
すべての施設	おもちゃ、下駄箱、机、いす、掲示板、本棚、	木材を原材料と
	案内板、ベッド、ロッカー等	して使用したも
		のの利用に努め
		る。

(5) 木質バイオマスを燃料とする設備の導入を推進する施設

	対象	取組目標
すべての施設	薪ストーブ、ペレットストーブ等	燃料の安定的な
		供給の確保等を
		考慮しつつ、導
		入に努める。

(6) 公共土木工事における木材の利用推進

木材の利用が可能な以下の施設(工法)を対象とする

	対象	取組目標
道路施設	落石防止工、ガードレール、木製カーブ、車止め、 デリネーター、防音壁、ベンチ、花壇等	
河川施設	流路工、沈床工、床固工、護岸工等	10 m³/年 以上 (※)
農業施設	用水路工、堰工、牧柵等	(%)
治山·林道施設	丸太柵工、丸太筋工、落石防止工、防護柵、丸太伏 工、法面保護工、流路工、路面排水工、フトンカゴ 工、床固工等	※H20~H23 年度 の利用実績の平 均の 2 倍の値
その他共通	型枠、案内板、仮設柵、工事看板等	4 - 14 - 15